

厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案に関する
御意見の募集の結果について

令和5年9月29日
厚生労働省年金局
事業管理課

「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案」に関し、令和5年8月10日から同年9月10日まで御意見を募集したところ、計2件の御意見を頂きました。

募集期間中に寄せられた御意見と御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

「厚生年金保険法施行規則等の一部を改正する省令案」に対する意見募集に対して提出された意見及び厚労省の考え方
(令和5年8月10日から同年9月10日まで意見募集)

○提出意見：2件（件数は提出者ごと）

| 案に対する意見 | 厚労省の考え方 | 意見提出を踏 まえた案の修 正の有無 |
|---|---|---|
| <p>特段反対でない。基礎年金番号がある場合は個人番号の提出は不要であるが、基礎年金番号を有しないときは個人番号の記載を求めてよいと考える。</p> | <p>賛同のご意見として承ります。</p> | <p style="text-align: center;">無</p> |
| <p>○今回の改正については、国家公務員共済組合や地方公務員共済組合のように、年金の裁定請求時に、基礎年金番号および個人番号の両方の記載を求める改正にはなっていないという認識でよろしいのでしょうか。</p> <p>○ワンストップサービスなので、複数の実施機関に加入期間のある人で、ターンアラウンドが共済組合から送付された人が、日本年金機構の年金事務所に提出する場合、基礎年金番号の記載のみでも受理してもらえるのでしょうか。それとも、地方公務員共済組や国家公務員共済組合から送付されたターンアラウンドの請求書で提出する場合は、基礎年金番号および個人番号の両方の記載を求めるのでしょうか。</p> <p>あわせて、その場合、マイナンバーカードの表面と裏面のコピーの添付も求めるのでしょうか。それとも、窓口で確認して、コピーの提出までは求めないのでしょうか。</p> <p>○いずれにしても、窓口でのトラブルを回避するために、事前によく周知していただきたいと思います。</p> | <p>ご認識のとおり、今回の改正は基礎年金番号及び個人番号の両方の記載を求める改正ではなく、厚生年金保険及び国民年金に係る届出のうち基礎年金番号又は個人番号を記載事項として求めているものについて、被保険者が基礎年金番号を有しないときは個人番号の記載を求めることを明確化することが改正の趣旨になります。</p> <p>また、各共済の関係省令の改正が行われることにより、共済加入期間を含む裁定請求書が共済組合から送付されたものについては基礎年金番号及び個人番号の記載が必要となりますが、窓口で本人確認措置が実施されていればマイナンバーカードのコピーの添付については不要です。</p> <p>今般の改正にかかる周知につきましては事前事後にかかわらず可能な限り努めてまいります。</p> | <p style="text-align: center;">無</p> |
| | | <p style="text-align: center;">(以上)</p> |